

(2018年度)

## 5 日本史問題 (60分)

(この問題冊子は19ページ、4問である。)

### 受験についての注意

1. 試験監督者の指示があるまで、問題冊子を開いてはならない。
2. 試験開始前に、試験監督者から指示があったら、解答用紙の右上の番号が自分の受験番号と一致することを確認し、所定の欄に氏名を記入すること。次に、解答用紙の右側のミシン目にそって、きれいに折り曲げてから、受験番号と氏名が書かれた切片を切り離し、机上に置くこと。
3. 試験監督者から試験開始の指示があったら、この問題冊子が、上に記したページ数どおりそろっていることを確かめること。
4. 筆記具は、HかFかHBの黒鉛筆またはシャープペンシルに限る。万年筆・ボールペンなどを使用してはならない。時計に組み込まれたアラーム機能、計算機能、辞書機能やスマートウォッチなどのウェアラブル端末を使用してはならない。
5. 解答は、解答用紙の各問の選択肢の中から正解と思うものを選んで、そのマーク欄をぬりつぶすこと。
6. マークをするとき、マーク欄からはみ出したり、白い部分を残したり、文字や番号、○や×をつけたりしてはならない。また、マーク箇所以外の部分には何も書いてはならない。
7. 訂正する場合は、消しゴムでていねいに消すこと。消しきずはきれいに取り除くこと。
8. 解答用紙を折り曲げたり、破ったりしてはならない。
9. 試験監督者の許可なく試験時間中に退場してはならない。
10. 解答用紙を持ち帰ってはならない。
11. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

1 平安時代のある時期の社会と文化に関する以下の文章を読んで、後の間に答えなさい。ただし、文章中には一部の語句を伏せた箇所があるので、歴史的に正しく補って読むこと。

この頃まで東アジアで強大な勢力を誇った唐も、打ち続く内乱の結果として衰退を余儀なくされ、( A )年には滅亡し、五代十国の諸王朝が続いた。近隣の諸国でも、( B )が遼( C )に滅ぼされ、朝鮮では( D )も( E )に滅ぼされた。その意味で、ほぼ( F )年ぶりに再開されようとしていた遣唐使が、( G )年に( H )の提言で停止されたのは、当時の東アジア情勢について、日本もひとまず状況を把握していた証左とも考えられる。

ただ、その後も日本は中国との交流を閉ざしていたわけではない。歴史的には、唐の後に再統一を果たした( I )とは、正式な国交は開かれなかつたが、民間の交流は継続されており、決して全面的な鎖国状態であったわけではない。例えば、10世紀末には( J )が、11世紀には( K )が( I )に渡り、仏教関係を中心に最新の文物を請来している。具体的には、前者がもたらした経典類は撰闇家に渡り、著名な釈迦如来像は京都の( L )に奉安され現存している。なお、後者は( I )で没した。

一方、国内では従来の中国文化一辺倒の風潮から変化して、前代の文化を前提としつつ、徐々に日本の風土に合わせたものが散見されるようになってきた。総じて、この時期の文化を國風文化と呼び、( M )文化とも呼ばれる。基調となる仏教では、前代からの密教も弘通していたが、特に( N )信仰につながる淨土教が流行するようになってきた。10世紀の半ばには、市聖と呼ばれた( O )が現れ、( P )を著した源信( Q )の活動がこれに続いた。

他の面でも、貴族の邸宅として寝殿と( R )を組み合わせた、いわゆる寝殿造が登場するなど前代との変化がうかがえ、文化の色々な局面で日本的な趣向が顕らかになってきたように見受けられる。「書」の分野でも、以前の中国風な書風から、時代を反映した和風なものが尊ばれるようになり、平安初期の( S )にも対比される( T )とよばれた名人たちも輩出した。これらは、いずれも前代の中国風な文化への反動の結果とも見えるが、逆に、日本的な美意識への自我を

確立する過程と考えることができよう。

問1 前掲した文章中で伏せられた空欄( A )～( T )について、歴史的に最も正しいものを各問の語群から1つずつ選びなさい。

(1) ( A )について

- ① 902 ② 904 ③ 907 ④ 909 ⑤ 911 ⑥ 913

(2) ( B )について

- ① 契丹 ② 女真 ③ 林邑 ④ 加羅 ⑤ 西夏  
⑥ 渤海

(3) ( C )について(遼の別名)

- ① 契丹 ② 女真 ③ 林邑 ④ 加羅 ⑤ 西夏  
⑥ 渤海

(4) ( D )について

- ① 大越 ② 高麗 ③ 高句麗 ④ 新羅 ⑤ 任那  
⑥ 百濟

(5) ( E )について

- ① 大越 ② 高麗 ③ 高句麗 ④ 新羅 ⑤ 任那  
⑥ 百濟

(6) ( F )について

- ① 25 ② 40 ③ 60 ④ 75 ⑤ 90 ⑥ 110

(7) ( G )について

- ① 884 ② 887 ③ 888 ④ 891 ⑤ 894 ⑥ 897

(8) ( H )について

- ① 小野道風
- ② 藤原時平
- ③ 藤原公任
- ④ 小野 篓
- ⑤ 源 順
- ⑥ 菅原道真

(9) ( I )について

- ① 宋
- ② 北魏
- ③ 明
- ④ 遼
- ⑤ 渤海
- ⑥ 元

(10) ( J )について

- ① 良觀
- ② 成尋
- ③ 喬然
- ④ 源信
- ⑤ 遍照
- ⑥ 小野 篓

(11) ( K )について

- ① 良觀
- ② 成尋
- ③ 喬然
- ④ 源信
- ⑤ 遍照
- ⑥ 小野 篓

(12) ( L )について

- ① 神護寺
- ② 泉涌寺
- ③ 八坂神社
- ④ 千本釈迦堂
- ⑤ 六波羅蜜寺
- ⑥ 清涼寺

(13) ( M )について

- ① 院政期の
- ② 貞觀
- ③ 化政
- ④ 弘仁
- ⑤ 台密
- ⑥ 藤原

(14) ( N )について

- ① 觀音
- ② 弥勒
- ③ 大日
- ④ 薬師
- ⑤ 阿弥陀
- ⑥ 釈迦

(15) ( O )について

- ① 思円
- ② 良源
- ③ 空也
- ④ 三善為康
- ⑤ 慶滋保胤
- ⑥ 惠心僧都

(16) ( P )について

- ① 『往生要集』
- ② 『日本往生極樂記』
- ③ 『拾遺往生伝』
- ④ 『後拾遺往生伝』
- ⑤ 『本朝往生伝』
- ⑥ 『觀想寶鑰』

(17) ( Q )について(源信の別名)

- ① 思円
- ② 良源
- ③ 空也
- ④ 三善為康
- ⑤ 慶滋保胤
- ⑥ 惠心僧都

(18) ( R )について

- ① 庫裏
- ② 東司
- ③ 西淨
- ④ 礼殿
- ⑤ 相の間
- ⑥ 対屋

(19) ( S )について

- ① 三跡(蹟)
- ② 三聖
- ③ 三賢
- ④ 三靈
- ⑤ 三妙
- ⑥ 三筆

(20) ( T )について

- ① 三跡(蹟)
- ② 三聖
- ③ 三賢
- ④ 三靈
- ⑤ 三妙
- ⑥ 三筆

問2 前掲した文章に関する、後の設間に答えなさい。

(1) 前掲文章中の( S )に該当する人物1名を選びなさい。

- ① 最澄
- ② 菅原道真
- ③ 都 良香
- ④ 小野道風
- ⑤ 円仁
- ⑥ 橘 逸勢

- (2) 前掲文章中の( T )に該当する人物 1 名を選びなさい。
- ① 嵐峨天皇 ② 小野 篠 ③ 藤原行成 ④ 小野小町  
⑤ 紀 貫之 ⑥ 百濟河成
- (3) 前掲文章中の( S )に該当する人物の作品 1 件を選びなさい。
- ① 『權記』 ② 『倭名類聚抄』 ③ 『白氏文集』  
④ 『風信帖』 ⑤ 『入唐求法巡礼行記』 ⑥ 『顯戒論』
- (4) 前掲文章中の( T )に該当する人物の作品 1 件を選びなさい。
- ① 『行歷記』 ② 『拾遺往生伝』 ③ 『離洛帖』 ④ 『青不動』  
⑤ 『土佐日記』 ⑥ 『和漢朗詠集』
- (5) 前掲文章中の( S )または( T )に該当する人物と最も関係の少ない作品 1 件を選びなさい。
- ① 『屏風土代』 ② 『三体白氏詩卷』 ③ 『菅家文草』  
④ 『性靈集』 ⑤ 『文鏡秘府論』 ⑥ 『弘仁格式』

2 つぎの史料は、『保暦間記』の一部(冒頭部分と末尾に近い部分)である。『保暦間記』(著者未詳)は、14世紀の中頃に成立したとみられる史書で、保元元年(1156)から暦応2年(1339)までの歴史を叙述しており、他の書物には見えない記事も多く、史料として貴重である。これを読んで、との問い合わせに答えなさい。なお、読みやすくするために、原文には無い濁点と返り点を補い、割注(本文中に施された小書の注記)は省略した。また、設問のために空欄にした部分がある。

抑保元ノ乱ト申ハ、主上上皇ノ国諱也。主上ト申ハ( ア )院、上皇ト申ハ( イ )院、共ニ( ウ )禅定法皇ノ御子也。去ル天治元年、法皇御位ヲ第一宮( イ )院ニ譲リ奉セ給フ。其後十九年ヲ経テ、康治元年ニ、法皇ノ第八皇子美福門院ノ御腹近衛院、法皇ノ御愛子タルニヨツテ、( イ )院ヲ退マイラセサセ

給テ，御位ニツケ奉ラセ給ケリ。是ニヨツテ，法皇ト上皇，御中御不快ニナラセ玉ヘリ。然処ニ，近衛院，久寿二年ニ俄ニ崩御成ヌ。今度ハ(イ)院ノ一宮重仁親王，嫡孫トシテ御位ニツカセ玉ハンスラント思食ス処ニ，引違テ法皇第四宮(ア)院ヲ付タテマツラセ玉ヒケリ。爰ニ法皇，保元元年秋七月ニ崩御ナラセ玉フ。即上皇世ヲ乱サセ玉フ。其比，宇治左大臣(エ)ト申ハ，知足院ノ入道前関白ノ次男也。当関白法性寺殿ノ御弟也。上皇ノ御方ニテ此乱ヲ起シ玉ヒケリ。法皇モ思食ス事モヤ有ケン，御遺言ニテ，武士ドモ内ノ御事ヲ守護シタテマツルベキ由，仰セラカル。平(オ)，源(カ)等也。(オ)ハ桓武天皇ノ御末葉，讚岐守(キ)ガ孫，刑部卿(ク)ガ嫡子也。(カ)ハ清和天皇ノ御流，伊予守頼義四代ノ孫也。各源平ノ長者ナリ。上皇御方ニハ，(カ)ガ父(ケ)，(オ)ガ伯父(コ)マイリケリ。或ハ父子，或ハ伯父甥ナリ。関白殿，左大臣殿，御兄弟ニテ渡ラセ玉。既ニ合戦ニ及ブ程ナリ。戦破レテ，上皇ヲバ(サ)国ヘ遷幸ナシ奉ル。九箇年ヲ経テ，此処ニテ崩御ナリキ。左府ハ流矢ニアタリテ失サセ給ヒ又(ケ)ハ(カ)ヲ頼ミ来ケルヲ，勅定ニテ誅セラレヌ。子共コトゴトク失ハル。(コ)ハ(オ)ガタメニ誅セラレ畢ヌ。是ヲ保元ノ乱ト申ナリ。其後ニ幾ホドモナクシテ，主上御位ヲ一宮(シ)院ニ譲リタテマツリ，太上天皇ト申。院中ニテ，先例ノゴトク御政ヲ知セ玉フ。其比，権中納言右衛門督藤原(ス)卿ト申ハ，関白道隆公八代ノ後胤ナリ。院ノ御氣色モ他ニ異ナリケル程ニ，家ニ絶タル大臣ノ大将ヲ心懸ケ玉ヘリ。同比，少納言入道(セ)ト申ハ，山井三位永頼末孫，進士蔵人実兼ガ子也。院ノ御乳母ホドノ人也ケレバ，近ク召仕ハレテ諸事ヲ申行フ。(ス)ガ事仰合ラレケルニ，有ベカラヌ事ト申タリケレバ，此事(ス)聞テイカリヲ成テ，下野守源(カ)ヲ語テ，平治元年十二月九日ノ夜，院ノ御所ヘ押寄テ，院ヲ取り奉テ，内裏ヘ入奉テ，少納言入道(セ)ヲ尋ケレドモ，此事ヲ知テ兼テ落行テ，大通寺ト申所ニテ土ニホリ埋マル。彼子共ヲ取テ国々ヘ流ス。(ス)内裏ニテ天子ノ如クニ住ケリ。主上忍ビ玉ヒテ(オ)朝臣ガ(ソ)宿所ヘ御車ニテ行幸ナル。院ハ仁和寺ヘ御幸ナリケリ。(ス)コレヲ知ラズシテ橋ニテ臥ケル程ニ，同意ノ越後ノ中将成親，急來テ此由ヲ申ケレバ，(ス)アハテサハグ。去ル程ニ(ソ)ヨリ大勢内裏ヘ馳向フ。(ス)(カ)フセゲドモ，朝敵ニ成ヌル上ハ叶ハズ

シテ、(ス)取レテ誅セラレ、(カ)ハ関東へ落行ケルガ、尾張國ノ家人長田庄司ガ許ニテ討レヌ。(カ)ガ子共ハ皆取レテ失レケルニ、三男兵衛佐(タ)計リ、不思議ニ助テ伊豆國ヘ流サレケル。何レモ後ニ事ノアルベキニヤ。是ヲ平治ノ乱ト申也。奢ル者ノ成行クハ只如レ此。其後(オ)度々合戦ニ忠ヲ致シテ、勲功限リナシ。去ハ、本ハ安芸守タリシガ、播磨守大宰大式ニ成テ、正三位シテ、打続、宰相、衛府督、檢非違使別當、中納言ニ成テ、内大臣ヨリ無左右太政大臣ニ成ニケリ。加様ニ昇進スルノミニアラズ、一天下ヲサナガラ我ガママニ行ケル。嫡子(チ)内大臣左大将、次男宗盛中納言ノ右大将、一門共ニ昇進シケリ。永万元年六月十五日、(シ)院崩御成ケレバ、彼御子六条院ニ讓国アリキ。仁安二年六月、御位ヲスヘラセ玉フ。是ハ本ヨリ法皇ノ御心ニモ叶ハセ御座ケルニヤ。

(中略)

同(建武)三年正月七日、尊氏、大渡ニ著ク。(ツ)以下、京都ヨリ又馳向、橋ヲ引テ合戦ス。勢多ノ手ハ、左馬頭直義、合戦ヲ始ム。京都ヨリ、月卿雲客、伯耆長年等向フ。宇治ノ手ハ、足利兵衛佐向フ。京都ヨリ、楠判官(テ)發向ス。七日ヨリ九日マデ合戦ス。十三日、方々戦同時ニ敗テ、京方落散ケリ。主上叡山ヘ行幸ナル。尊氏京都ヘ入テ、スゴサヌ由ヲ内々述申処ニ、奥州ヨリ、(ト)卿、両国ノ勢ヲ相具シテ東坂下ニ著ク。山門ノ大衆相共ニ、正月十六日ニ、京都ヘ寄テ合戦ス。尊氏、天命ヲ恐テ引退。則追懸テ、(ト)卿、(ツ)以下、攻ケル程ニ、尊氏、鎮西マデ落下ケリ。即、主上京都ヘ入セ玉フ。今度ハ奥州ノ官軍忠節致ニ依テ、大將軍(ト)、別当大納言右大将ニ任卿シテ、本ノ両国ニ常陸下野ヲ玉フ。又奥州ヘ下向ス。此(ト)卿ハ、具平親王ノ御末也。師房大臣、源姓ヲ給テ中院ト号シテ、大臣ノ大将モ絶セズ、有才ノ家也。通親ノ大臣ノ後、久我堀川ニ流大臣モ絶ヌ、君ニ仕テ皆有賢ノ人也。彼一流ニ土御門大納言師親孫、(ナ)ノ一品ノ子也。此時、当院ノ氏長者ニ成テ、始テ武勇ノ芸ニ仕給ケリ。一門モ他人モ不思議ニゾ思ケル。同二月、都ニ御座後伏見院ノ御子、今ハ先帝、忍テ尊氏許ヘ綸旨ヲ成ル。早々凶徒等ヲ退テ、君ヲ本位ニ奉レ付ベ

シト也。尊氏、九州ニテ彼綸旨ヲ拝シテ、悦テ西国ノ勢ヲ引具シテ責上ル。一旦天命ヲ恐テコソ有ツレ、此勅命ヲ蒙ル上ハ、合戦打勝事無子細トテ、則上ル。京都ヨリ討手(ツ)、打負テ返り上ル。(テ)腹切テ失ヌ。同五月ニ京都ヘ打入。主上又山門ニ行幸ナル。同六月ニ、新院ノ御一腹ノ御弟宮豊仁親王ヲ、新院ノ御為子ノ儀ニテ、御位ニ奉即給ケリ。政務ヲハ院中ニテ行レケリ。関白ハ近衛ノ北殿基嗣公、征夷將軍ニハ左兵衛佐源尊氏、武家ノ執權ハ武藏守高階(ニ)、如レ此成テ、天下ノ事ヲ行ケリ。サテ、山門ト京都ト、五月ヨリ十月ニ至マデ合戦アリ。終ニ難叶シテ、主上、京都ヘ十一月出サセ給フ。尊氏、本望ナリトテ悦テ奉迎テ、先帝ヲ太上天皇ノ尊号ヲ奉レ送、御子成良親王ハ本ヨリ尊氏養ヒ進セタリケレバ、東宮ニ奉レ立ケリ。後嵯峨院ノ御勅ニ任テ、御位ハ両院ノ御末打替々々即セ給ベシト定ケレバ、中々先帝モ御心安ク思食サレケル。然ニ、(ト)卿舎弟(ヌ)朝臣、伊勢国ニテ義兵ヲ挙、内々申通スル事有テ、ヒソカニ先帝都ヲ出サセ給テ、同十二月ニ、三種ノ神器ヲ奉レ具、(ネ)山ヘ入セ給フ。又国々起テ、所々ニ合戦アリ。同四年春、奥州ニモ、尊氏ニ志シ有ケル者アツテ、合戦ヲ始ム。(ト)卿打負テ落、当国伊達郡ニ靈山ト云寺ニ籠ケルヲ攻ケレバ、是ヲモ落テ、下野国宇都宮ニ住ケリ。其辺ノ凶徒ヲ相語テ上洛ス。武藏上野ノ守護人防戦共、凶徒大勢ナレバ引退。鎌倉ニ、尊氏子息并斯波陸奥守モ有ケリ。是モ小勢ナリケル程ニ、引退キケリ。陸奥守ハ討死ス。サテ、(ト)卿ハ、同五年正月ニ、美濃国黒血河マデ攻上。京都ヨリ官軍ヲ差下ス。打破ガタクテ、(ト)卿、伊勢国ヘ廻テ、大和国ヘ越テ、奈良ヘ打入ケリ。都ヨリ、武藏守(ニ)以下、大勢発向シテ合戦ス。(ト)卿以下、凶徒打負テ、(ネ)ヘ引退。同四月ニ、又(ネ)ヨリ、今度ハ、公卿殿上人、可レ然武士多出タリ。都ヨリ、(ニ)大将トシテ、大勢下向シテ、和泉国ノ堺野ト云所ニテ合戦アリ。今日ヲ限ト命ヲ捨テ、両方合戦ス。京方打負テ引ケルガ、(ニ)思切テ戦程ニ、(ト)卿打レケリ。其後ハ、(ネ)方散々ニ成テ引退。同月ニヤ、凶徒等、男山ニ入籠テ、八幡宮ヲ城郭トス。都ヨリ官軍推ツキ、数日合戦ヲス。凶徒、社ヨリ火ヲ出タリ。神慮ニモ背ニヤ、落失ニケリ。(ツ)ハ、先帝山ヨリ出サセ給シ時、越前国ヘ逃散リケルガ、是モ云甲斐ナク討レテ、首ヲ都ヘ進タリケレバ、大路ヲ渡テ獄門ノ木ニ懸ラレケリ。(ツ)ハ尊氏ガ一族也。彼命ヲ受テ不

背ハ可レ然カリケルヲ，是モ驕心有テ，高官高位ニシテ如レ此ナルコソ不思議ナレ。子息越後守モ同首ヲ懸ラレケリ。其後，（ネ）ニテ（ヌ）ノ朝臣ヲ出羽奥州守征夷將軍ニ成テ，今度ハ親父宗玄共ニ，（ネ）ニ残勢ヲ相具シテ，奥州ヘソ下サレケリ。船ニ乗テ，南海道ヲ廻テ奥州ヨリ攻上ルベシトテ下向ノ処ニ，伊勢ノ浦ヨリ大風俄吹テ，舟残リナク失ヌ。適，岸ニ寄舟ノ者モ，所々ニテ，或ハ討レ，或ハ捕レテ失ナハル。此後，都ハ少シ靜ナル躰也。同十月，改元有テ暦応元年ト申ス。十一月，大嘗会行テ，御禊ノ行幸アリ。同三年春，東国ニ御敵残ケレバ，越後守高階師泰，同三河守師冬ハ，遠江国ノ凶徒ヲ攻，師冬ハ下総常陸両國ノ凶徒ヲ責メ，年ヲ累テ合戦アリテ，皆凶徒，或ハ降参シ，或ハ討レケリ。サテ東国ハ静レリ。同年八月十六日（ネ）ノ先帝崩御成セ給ヒケリ。指モ目出君ニテ渡セ給シニ，無レ由讒臣ノ無道ヲ申行ケルニヤ，カヽル外都山中ニテ崩御ナラセ玉フ事コソ淺猿ケレ。仰置レケルトテ，御追号ヲバ（ノ）院トゾ申ケル。

（下略）

問1 史料中の空欄（ア）～（ウ）および（シ）（ノ）に入る適切な諡号を，つぎのなかから1つずつ選びなさい。

- ① 後堀河    ② 堀河    ③ 後鳥羽    ④ 近衛    ⑤ 後嵯峨
- ⑥ 後村上    ⑦ 崇徳    ⑧ 後二条    ⑨ 花園    ⑩ 鳥羽
- ⑪ 高倉    ⑫ 後醍醐    ⑬ 二条    ⑭ 後白河    ⑮ 後花園

問2 史料中の空欄（エ）～（コ）および（ス）（セ）（タ）（チ）に入る適切な人名を，つぎのなかから1つずつ選びなさい。

- ① 基房    ② 忠実    ③ 時忠    ④ 義親    ⑤ 忠正
- ⑥ 基実    ⑦ 重盛    ⑧ 為朝    ⑨ 信西    ⑩ 義朝
- ⑪ 忠通    ⑫ 正盛    ⑬ 頼朝    ⑭ 信頼    ⑮ 維盛
- ⑯ 頼長    ⑰ 忠盛    ⑱ 為義    ⑲ 範頼    ⑳ 清盛

問3 史料中の空欄(ツ)～(ヌ)に入る適切な人名を、つぎのなかから1つずつ選びなさい。

- ① 康行
- ② 直冬
- ③ 貞氏
- ④ 義康
- ⑤ 親房
- ⑥ 義興
- ⑦ 顯信
- ⑧ 正成
- ⑨ 顯家
- ⑩ 武光
- ⑪ 時氏
- ⑫ 順之
- ⑬ 師直
- ⑭ 貞世
- ⑮ 義重
- ⑯ 義國
- ⑰ 資朝
- ⑱ 師詮
- ⑲ 義貞
- ⑳ 正行

問4 史料中の空欄(サ)(ソ)(ネ)に入る適切な地名を、つぎのなかから1つずつ選びなさい。

- ① 大峰
- ② 佐渡
- ③ 吉野
- ④ 高野
- ⑤ 春日
- ⑥ 熊野
- ⑦ 土佐
- ⑧ 六波羅
- ⑨ 隠岐
- ⑩ 船上
- ⑪ 宇治
- ⑫ 笠置
- ⑬ 太秦
- ⑭ 讀岐
- ⑮ 鳥辺野

3 次の文章を読んで各問いに答えなさい。

(あ)年、將軍家継が亡くなり、家康以来の宗家が途絶えた。その結果、御三家の一つである紀伊藩主の(ア)が8代將軍についた。5代將軍(イ)の頃に顯著になった柳沢吉保・間部詮房・新井白石らによる側近政治のため幕政から排除され、不満を強めていた譜代門閥大名らの期待を担って將軍となった(ア)は、譜代大名からなる老中・若年寄を重視するとともに、新たに側近である御側御用取次をもうけ、老中らと側近を巧みに使った。旗本で江戸町奉行となつた(ウ)や田中丘隅らの有能な人材を登用し、(エ)に政治のあり方を諮詢し、室鳩巣の儒学者らを用いた。

(ア)が定めた制度のうち、足高の制、上げ米、定免法などは重要である。結果的に幕府領の年貢収納料は上昇し、平年作の年の平均140万石であったものが、1727年には160万石、1744年には180万石に達したといわれる。商品作物としては、菜種・甘藷・櫛・朝鮮人参などの栽培を奨励し、(オ)を登用して甘藷

の栽培を研究させた。殖産興業のため実学を奨励し、漢訳洋書の輸入制限を緩和した。また、司法制度の整備なども進展し、(い)年、「公事方御定書」<sup>(E)</sup>、(う)年、法令の集大成としての「御触書寛保集成」を編纂した。1719年の相対<sup>(F)</sup>済し令も有名である。

また、この頃の物価問題の対処に幕府は苦慮した。1724年に物価引き下げ令を出し、ついで流通と物価統制の仕組みとして22品目の取り扱い商人に組合・株仲間をつくらせた。さらに(え)年には、大坂堂島の米相場<sup>(G)</sup>を公認し、米価統制の核にすえようとした。しかし、実効があがらなかったため、それまでの貨幣政策を転換させ、正徳金銀の品位(金銀含有率)をへらした元文金銀<sup>(H)</sup>を鋳造した。また、農村政策として注目されるものに、(お)年の質流し(れ)禁令(質流地禁止令)がある。この法令は越後や出羽における騒動の引き金となり、幕府は結局、1723年にこの法令を撤回した。

問1 文中の空欄(あ)～(お)にあてはまる18世紀の年号(4桁)の一の位の数字を以下のの中から選びなさい。(例 「1712」年なら「2」が正解となる)

- ① 1    ② 2    ③ 3    ④ 4    ⑤ 5    ⑥ 6    ⑦ 7  
⑧ 8    ⑨ 9    ⑩ 0

問2 文中の空欄(ア)～(オ)にあてはまる人名を語群から選びなさい。

- ① 前野良沢    ② 賀茂真淵    ③ 德川綱吉    ④ 貝原益軒  
⑤ 本居宣長    ⑥ 德川家齊    ⑦ 萩生徂徠    ⑧ 德川家光  
⑨ 海保青陵    ⑩ 大岡忠相    ⑪ 德川吉宗    ⑫ 德川家綱  
⑬ 青木昆陽    ⑭ 伊藤東涯    ⑮ 山崎闇斎

問3 下線部(a)(b)(c)の人名について説明した文が①～⑤のなかにそれぞれ1つある。正しい答えを選びなさい。

- ① 大老として政務に携わったが、剛直な性格が反感をうけることも多く、江戸城殿中で若年寄に刺殺された。
- ② 二代の将軍に仕えた側用人であったこの人物は将軍の近習より若年寄、高崎城主となった。
- ③ 勘定所下役から勘定奉行にのぼりつめた。17世紀末に初の貨幣改鑄を実施する。しかし、結果的には物価が高騰し罷免された。
- ④ 木下順庵の弟子で後の將軍家宣の侍講をつとめた。正徳金銀の改鑄を建議し、さらには対外的な將軍の呼称を日本国王に改めさせたりした。
- ⑤ 小姓から側用人となった。この人物が將軍とともに推進した文治政治とは儒教的徳治主義で治めることである。

問4 下線部(A)(B)(C)の法令の説明として適切なものを以下の①～⑤のなかからそれぞれ1つ選びなさい。

- ① 米価引き上げのため、諸大名、商人に米の買い上げを命じた法令。目的は、年貢収入を米に依存していた武士の取り分を増加させることであった。
- ② 財政不足を補うことを目的としたもので、大名から1万石につき100石の割合で米を徴収した。その代わり参勤交代の期間短縮などをもうけた。
- ③ 一部の刈り取り収穫状況をみるとことをして、その年の作柄を調べて税率を決める法。収入が不安定でありまた手数が煩雑なので次第に他の方法にきりかわった。
- ④ 豊作、凶作に関係なく、過去複数年の年貢高を基準として、税率を一定にする方法。
- ⑤ 役職の役高をさだめ、それ以下の禄高の者が就任する場合は、在職中だけ不足分の役料を足して支給する制度で、人材登用のねらいがあった。

問5 下線部(D)の商品作物について、以下の問い合わせに答えなさい。

(1) 「甘藷」とは別名なんという作物か。

- ① ジャガイモ
- ② サツマイモ
- ③ サトウキビ
- ④ トウモロコシ
- ⑤ トウガラシ

(2) 「櫛」はどのような製品の原材料として用いられたか。

- ① 香料
- ② 生薬
- ③ 茶碗
- ④ 櫛
- ⑤ 蜡燭

(3) 「朝鮮人参」は早くから日本にもたらされていて、江戸時代に輸入が盛んとなった。早くからとはいつ頃か。

- ① 8世紀
- ② 9世紀
- ③ 10世紀
- ④ 11世紀
- ⑤ 12世紀

問6 次の文は、下線部(E)の「公事方御定書」の内容の説明である。下線のある部分①～⑤のうち誤りがある記号を1つ選びなさい。

幕府のさだめた上下2巻からなる成文法である。<sup>①</sup>神尾春央らが編纂にあたった。<sup>②</sup>裁判や刑の基準をさだめ、<sup>③</sup>連坐制を緩めた。刑事・行政関係の法令が上巻にまとめられ、下巻は刑法・刑事訴訟法からなり<sup>④</sup>103条にわたって記載されている。<sup>⑤</sup>別名御定書百箇条ともよばれている。

問7 下線部(F)の「相対済し令」は、幕府が旗本・御家人と札差などの間で起きる金銭貸借の訴訟を受け付けず、当事者間の和談を命じた法令である。その際の「札差」とはどのような人々のことか。以下の記号①～⑤のなかから1つ選びなさい。

- ① 農民を統制する代官
- ② 流通を司る運送業者
- ③ 会所などにつめる相場師
- ④ 武士の代わりに禄米を受け取る業者
- ⑤ 相場変動を迅速に伝える飛脚役

問8 下線部(G)の大坂堂島米相場について、以下の文章の下線部に誤りがある記号を1つ選びなさい。

江戸時代は貨幣の代替物として米が重要な役割を果たした。農民は年貢を米納し、武士は俸禄を米でもらい換金していた。そこに、米手形という証券が登場する。それは持ち運び不便な米に変わって使用されはじめた。やがて米の売却は入札制となり、落札した仲買は代金の三分の一を掛屋におさめ、「米手形」を発行してもらう。米手形と残金を町人蔵元に持参し、「米切手」と交換した。当初は実物米を市中で売買していたが、やがて証券のみが取引されるようになる。やがて、米商人が大坂の越後屋の門前に集まり証券売買を始めたものが市場となった。この商人たちは、先物取引を世界で初めて考えだした。「先物を売る」とは、米を将来の予めさだめられた期日に、現時点で取り決めた価格で売る約束することである。「先物を買う」とは、現時点で取り決めた価格で買うと約束することである。それは米価の大規模な変動に対処する保険(リスクヘッジ)の役割を果たしていた。

問9 下線部(H)の元文金銀の改鑄は米価上昇を目的として行われたものである。それは何年のことか。正しいものを記号①～⑤の中から1つ選びなさい。

- ① 1732 ② 1734 ③ 1736 ④ 1738 ⑤ 1740

4

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

1945(昭和20)年8月15日、天皇による戦争終結のラジオ放送をもって、4年近くに及ぶ太平洋戦争が事実上の終わりを遂げた。その放送は、その前日、これまで黙殺していたポツダム宣言を(ア)内閣が受諾したことを受けているが、客観的にみて、もはやこの戦況を開拓するほどの力が日本に残されていないことからすれば、当然の帰結でもあった。同じ年の6月、実際に大きな犠牲を払いながらも沖縄戦に敗れ、<sup>(a)</sup>8月には、広島、長崎と2度にわたって原子爆弾が投下されるとともに、ソ連軍によって満州・朝鮮国境が侵されるといった状況にあったからである。

そのポツダム宣言に基づく占領支配から、日本の戦後は始まった。その占領支配の仕組みは、同じ敗戦国であるドイツの場合と大きく異なるものであった。

マッカーサー元帥を最高司令官とする連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指令や勧告にもとづいて日本政府が政治をおこなうという方式がとられたからである。また、日本に対する連合国軍の占領政策については、その最高決定機関である(イ)が(ウ)に置かれ、最高司令官の諮問機関である(エ)が(オ)に置かれたものの、(カ)などにみられるように、実際にはアメリカ政府主導で立案・実施されていた。日本本土に対する空襲と原子爆弾投下という実績が連合国内で大きな意味をもっていたことになる。

占領支配は、1945(昭和20)月9月2日、横浜沖のアメリカ軍艦ミズーリ号上で、日本の政府および軍部をそれぞれ代表する(キ)外相および(ク)陸軍参謀総長が降伏文書に署名することによって本格化するが、その占領政策の主眼は、アメリカの(ケ)に明らかのように、日本がふたたびアメリカや東アジアの国々の脅威とはならないよう、日本の非軍事化および民主化に置かれていた。

まず、非軍事化については、旧日本軍の将兵、約789万人の武装解除と復員が進められ、日本の軍隊は速やかに解体・消滅するところとなった。GHQは、軍需生産の全面的な中止を早々と指令する一方で、軍部や政府首脳などの日本の戦争指導者を逮捕し、青年期に玄洋社と関係のあった(コ)など、A級戦犯容疑者として起訴された28名を極東国際軍事裁判所に送った。さらに、戦争犯罪人、

陸海軍の軍人、超国家主義者、大政翼賛会の有力者らについては( サ )を指令し、1948(昭和23)年5月までに21万人がその対象になった。

民主化政策としては、経済分野における民主化を実現すべく、( シ )を通じて( ス )が図られるとともに、( セ )によって持株会社などが禁止され、( ソ )によって巨大独占企業の分割がなされた。また、( タ )をなくして大量の自作農を創出すべく、( チ )が断行され、全農地の半分近くもあった小作地が1割程度までに減少することになった。

教育制度における自由主義的改革も、民主化政策のひとつとして、GHQの重要な関心事であった。このため、GHQは、教科書の不適切な記述を削除し、軍国主義的な教員を追放するよう指示する一方で、アメリカ教育使節団の勧告を踏まえ、教育の機会均等や男女共学などの原則を明らかにすることを求めた。後者については、新たな学制を導入する( ツ )と同時に、( テ )として制定されるところとなる。

このような占領政策にとって、大日本帝国憲法の改正は避けて通れない問題であった。とりわけ、アメリカ政府としては、1946(昭和21)年2月下旬から( イ )が開催されるようになれば、占領支配にとって有益な存在である天皇の戦争責任問題が必ずや取り上げられるものと、大いに懸念していた。このため、GHQとしても、それに先立って、天皇の存在を容認する新憲法を日本国民がみずから制定することを期待していた。日本政府がこれに応えられない以上、マッカーサーのイニシアティブのもとで、天皇を象徴化するとともに戦争放棄・戦力不保持<sup>(c)</sup>を明記する新憲法が提案されたことは、いわば当然の成り行きであった。

問1 文中の空欄(ア)～(テ)に入るべき人名または語句を次の語群から  
選びなさい。

[語群]

- |              |         |           |
|--------------|---------|-----------|
| ① 阿南惟幾       | ② 梅津美治郎 | ③ 岸 信介    |
| ④ 重光 葵       | ⑤ 幣原喜重郎 | ⑥ 鈴木貫太郎   |
| ⑦ 東郷茂徳       | ⑧ 広田弘毅  | ⑨ 学校教育法   |
| ⑩ 過度経済力集中排除法 | ⑪ 教育基本法 | ⑫ 地方自治法   |
| ⑬ 独占禁止法      | ⑭ 農地調整法 | ⑮ 労働関係調整法 |
| ⑯ 寄生地主制      | ⑯ 教育委員会 | ⑯ 極東委員会   |
| ⑯ 金融緊急措置令    | ⑯ 公職追放  | ⑯ 五大改革指令  |
| ㉒ 公正取引委員会    | ㉒ 財閥解体  | ㉒ 初期対日方針  |
| ㉕ 人権指令       | ㉖ 神道指令  | ㉗ 対日理事会   |
| ㉘ 中間指令       | ㉙ 農地改革  | ㉚ 民政局     |
| ㉛ 持株会社整理委員会  | ㉜ ジュネーブ | ㉛ 東京      |
| ㉝ ニューヨーク     | ㉞ ワシントン |           |

問2 下線部(a)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- ① 3ヵ月に及ぶこの戦いの結果、守備軍、民間人の死者はそれぞれ10万人ともいわれ、その敗退の責任をとって小磯国昭内閣が退陣した。
- ② サンフランシスコ平和条約により日本の主権は回復したが、沖縄には、極東の平和と安全のため、アメリカ軍が駐留することになった。
- ③ 沖縄の日本復帰は、池田勇人首相とジョンソン大統領の会談を受け、佐藤栄作内閣のもとで調印された沖縄返還協定によって実現した。
- ④ 沖縄の今日の基地問題は、沖縄の日本復帰後も、アメリカ軍が発した土地収用令がほぼそのまま効力をもち続けていることによる。

問3 下線部(b)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- ① ドイツは、イギリス・フランス・ソ連の3カ国によって分割占領され、直接、これらの国の軍政下に置かれることになった。
- ② この方式は間接統治とよばれ、日本の領土とされた地域では、アメリカ軍による占領こそなされたものの、軍政が直接しかれることはなかった。
- ③ 日本政府に対する占領軍の要請は、法律によらず、ポツダム勅令によって実施され、憲法をもしのぐ超法規的な性格をもっていた。
- ④ マッカーサーは、日本の措置に満足できない場合、その都度アメリカ政府の了解を得ることにより、日本政府に直接指示することができた。

問4 下線部(c)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- ① 自衛隊は、日米相互防衛援助協定の成立とともに警察予備隊から改組・増強されたが、憲法により保持を禁じられている戦力にあたらないか、厳しい意見対立をもたらした。
- ② 1951(昭和26)年に締結された日米安全保障条約は、日本の防衛をも義務づけられたアメリカ軍が日本に駐留することを定めているが、野党側は、その条約が憲法の定める平和主義に違反する旨、強く反発した。
- ③ 自衛隊の海外派遣の違憲性について激しい論戦が繰り広げられるなか、宮沢喜一内閣のもとで制定されたPKO協力法に基づき、自衛隊初のPKO派遣がカンボジアに対しておこなわれた。
- ④ 日本政府は、アメリカにおける同時多発テロへの対応支援、イラク戦争後の復興支援など、自衛隊の海外派遣の必要が生じるたびに、PKO協力法を改正することにより対処した。

